

議長	副議長	局長	次長	書記

(様式1)

香美市議会議長 比与森 光俊 様



平成30年 10月 31日

会派名 日本共産党  
代表者氏名 大岸 真弓

### 調査研究等報告書

下記のとおり実施しましたので届け出ます。

#### 記

#### 1. 日程

- 平成30年10月23日～25日

#### 2. 場所

- 都立多摩図書館セミナーホール
- 参議院議員会館仁比聡平事務所

#### 3. 目的

- 「人権思想にもとづく防災政策の理念と実際」に参加
- 物部川水系対策についての要請

#### 4. 該当する政務活動費の使途項目

- 研修費 ・ 要請・陳情費

#### 5. 支出経費（内訳は裏面記載）

- 300,600円

#### 6. 参加議員名

- 大岸真弓 ・ 濱田百合子 ・ 森田雄介 ・ 笹岡優

#### 7. 調査研究成果の概要、所見

- 別紙添付

#### 8. 成果物、資料等

- 別紙添付

(裏面)

支出経費の内訳と金額

		区分	金額
交通費	鉄道	自至 往復	
	船	自至 往復	
	航空	自至 高知龍馬空港 自至 羽田空港 往復 4名	192,600円
	バス・ タクシー代	自至 往復	
	借上料	自至 往復	
宿泊費		航空券に含まれる	
参加費		通常受講 28,000円×2名 再受講 26,000円×2名	108,000円
駐車場代			
資料印刷費			
会場費			
講師謝金	謝礼金		
	鉄道	自至 往復	
	船	自至 往復	
	航空	自至 往復	
	バス・ タクシー代	自至 往復	
	宿泊		
	食事代		
	借上料		
合計			300,600
(特記事項)			
航空券内訳(1泊往復40,200円×1名、2泊往復50,800円×3名)			
不足額 600円は個人負担			

比与森光俊 議長 様

2018.10.31 日本共産党香美市議団

議員研修・視察報告書

1 日程について—2018年10月23日～25日

2 研修・視察先—第34回 議員の学校 (23日～24日)

参議院議員会館 物部川水系対策についてのレクチャー(25日)  
金融機関とのトラブル問題の対応について情報収集(25日)

3 研修・視察者—大岸真弓市議、浜田百合子市議、森田雄介市議、笹岡 優市議

1、「議員の学校」の講演について

○プログラム

- ①特別報告—女川町の被災の現実と7年間の歩み—須田善明 宮城県女川町長
- ②阪神淡路・東日本大震災の教訓と減災復興政策  
—室崎益輝 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長
- ③西日本豪雨災害の現場から—須増伸子 岡山県議会議員
- ④土砂災害防災法と都市計画・自治体防災計画  
—中村八郎 NPO法人くらしの安全安心サポーター理事長
- ⑤憲法にもとづく地方自治体の防災政策の原則  
—池上洋通 「議員の学校」学校長・自治体問題研究所

○何が深まったのか

①市民の命と財産を守る施策を最優先とする「防災計画」について

☆災害時の対応の現場は市であり、市長は「徴用」や「命令」など首相や知事にもない権限を持っているのでは。この権限を生かし、事前に県や国との連携を積極的に進め、緊急時の対応を速やかに行う。(市の権限を最大限に生かす事前の準備)  
☆具体化として提案されたことが、平成の合併によって職員の地域性が失われており、「例」として『香美市防災会議の下部組織として旧町村での「防災体制」(農協、郵便事業、教員関係、土建業者、地域企業などの連携を含む)を構築し、災害現場での即応対応が可能にするための「権限」分散含め南海トラフ巨大地震、豪雨、暴風への対策を行う』など現場最優先主義を貫く大切さを学んだ。

☆災害対策基本法には、第1条その目的として「国民の生命、身体及び財産を災害から保護する」となっているのに、土砂災害防止法の第1条の目的には「土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため」と「財産を保護する」が欠落している。

東日本大震災での「関連死」は、3,647人(2017年9月30日現在)で、直接死の15,895人(2018年3月9日時点)から比べても命だけを救う方向だけではなく、家など生活の条件と一体で守ることを求めていることを学んだ。

## ②土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)について

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が都道府県によって基礎調査され、高知県も基礎調査の結果が公表された。そして、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されたが科学的な知見がある訳ではなく、今後の市の対応にも大きな影響を与えると感じた。このエリアに宅地建物取引を行う不動産業者は、物件の重要事項の説明の義務付けがされた。

## ③都市計画と土砂災害について

建築確認は「行政処分」で「許可」ではない。都市計画区域では、21種類の地域地区(ゾーニング:第8条)が可能である。また、用途地域は、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さ等を規制・誘導する13種類の地域がある。危険が予想される地域は、公表して危険地域を明確にし、保全地域扱いをすることが妥当との事。

## ④土砂災害対策の全体像について

土砂三法(砂防法・M30、地すべり防止法・S33、急傾斜地崩壊防止法・S44)に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(2001年4.1施行)」が加わった。

### 【土砂災害対策での課題】

- 自治体は、地区住民と協力・協同して推進する『安全で住みよい地域づくり』プログラムを制定する必要がある。
- 総合的な土砂災害防止対策として、森林法に基づく保安林指定を積極的に進め、保安林の機能を維持強化する「山地保全」対策と土石・流木の滞積等を防止するため河川の(構造的)改修を行う「河川改修」対策の推進が必要である。

## ○岡山県倉敷市真備町での水害について

### ①小田川はなぜ決壊したのか

—「小田川の流下能力不足の原因は、高梁川からの背水影響による水位上昇に加えて、河道掘削の未実施や河道内の樹林化による河積不足があります」(平成29高梁川水系河川整備計画より)としていたのに国は対策を怠ってきた。

### ②なぜ多くの死者を出したのか

- 1、避難指示の遅れ(支流決壊2時間後に避難指示)
- 2、夜間の避難の困難さ(要援護者・高齢者・障がい者が被害者の9割を占め、逃げ遅

れによる溺死)

3、浸水の深さ(3~5メートルで平屋や2階に上がれなかった人が犠牲に)

4、真備町は平成の大合併の弊害(真備支所職員半分以上、地域を知らない、水防団・消防団は10分の一に)

### ③災害救助法は、実態や現状によって「発展・前進」する

公費解体(敷地内の部分的な解体も可能)、木造仮設住宅の設置、制服の支給、河道を確保するための伐採、公費での土砂・ガレキ伐採など私有地でも、どこでも可能に。必要なことは推進する姿勢が大事。

### ④教訓から

一物部川水系全体の治水、利水、濁水等の問題を国や県、南国市、香南市、高知市を含めて協議・検討する組織を設立する。

一香美市としても、県知事と連携し、災害救助法の枠組みとして木造仮設住宅の「連携協定」を事業者と事前に結んでおく。

一市職員の防災対応能力、判断力を培うために「防災学習会」を開くとともに、展示訓練から図上訓練を行う。

一高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する市民(要配慮者)に対する防災上必要な措置を講ずる。など

## ○女川町の復興から学ぶ

①災害直前には情報が枯渇する一防災ラジオ、FMの研究

②通常時のルールと非常時での柔軟な対応

③復興の出発一「共通の認識」コンセンサスが大事。

④室崎さんの「復興の教訓」と共通する視点

※生活復興と人間復興

(1)4つの生の追及 ⇒ 生命、生活、生業、生態

(2)医、職、住、育、連、治の6要素が大切

## 2、物部川水系対策について一嶋津暉之 水源開発問題全国連絡会共同代表

一物部川の治水、利水、濁水問題や山間地の保全などについて専門家である嶋津氏に資料を示して相談し、今後の方向について意見交換した。

⇒山の管理と保全についての専門家を紹介された。

⇒物部川水系対策については、継続して協議することになった。

## 3、金融機関とのトラブル問題について

一金融機関とのトラブルを解決する方策を情報収集した。

平成30年 領収書 フブリ

領収証

No.20181023-25-1

濱田 百合子 様

¥28,000-

但し 第34回「議員の学校」参加費として

2018年10月23日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5 エスブリ日野103  
TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096

領収証

No.20181023-3-1

大岸 真弓 様

¥26,000-

但し 第34回「議員の学校」参加費として

2018年10月23日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5 エスブリ日野103  
TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096

領収証

No.20181023-12-1

笹岡 優 様

¥28,000-

但し 第34回「議員の学校」参加費として

2018年10月23日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5 エスブリ日野103  
TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096

領 収 証

No.20181023-30-1

森田 雄介 様

¥26,000-

但し 第34回「議員の学校」参加費として

2018年10月23日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5 エスプリ日野 103

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096

領 収 証

渡田百合子 様

NO. 000023

金額	百万	千	円
		40	200-

但し 183~24 航空券代

30年10月19日 上記金額正に領収致しました

内消費税

現金

小切手

手形

振込

シースカイ・サポートトラベル

〒782-0051 高知県香美市土佐山田町楠目446番地2

依光瓦工業有限会社内

TEL 090-3189-9553 FAX 0887-53-2074



係

領 収 証

大岸真弓 様

NO. 000022

金額	百万	千	円
		50	800-

但し 183~25 航空券代

30年10月19日 上記金額正に領収致しました

内消費税

現金

小切手

手形

振込

シースカイ・サポートトラベル

〒782-0051 高知県香美市土佐山田町楠目446番地2

依光瓦工業有限会社内

TEL 090-3189-9553 FAX 0887-53-2074



係

領 収 証

森田雄介 様

NO. 000021

金額	百万	千	円
		508000-	

但し 12/25 航空券代

30年10月19日 上記金額正に領収致しました

内消費税

現金

小切手

手形

振込

シースカイ・サポートトラベル

〒782-0051 高知県香美市土佐山田町楠目446番地2

依光瓦工業有限会社内

TEL 090-3189-9553 FAX 0887-53-2074



係

領 収 証

世田優 様

NO. 000020

金額	百万	千	円
		508000-	

但し 12/25 航空券代

30年10月19日 上記金額正に領収致しました

内消費税

現金

小切手

手形

振込

シースカイ・サポートトラベル

〒782-0051 高知県香美市土佐山田町楠目446番地2

依光瓦工業有限会社内

TEL 090-3189-9553 FAX 0887-53-2074



係